

令和7年門審第38号

裁 決
作業船A乗揚事件

受 審 人 a 2
職 名 A一等航海士
海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官阪本義治出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年6月1日12時02分半

福岡県大島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 作業船A

総 ト ン 数 292トン

全 長 37.20メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、平成4年9月に進水し、船体後部に操舵室を配し、同室に操舵スタンド、機関制御装置、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えた鋼製作業船で、船長a1及びa2受審人ほか5人が乗り組み、作業員7人を乗せ、作業台船用錨設置作業の目的で、船首1.7メートル船尾3.2メートルの喫水をもって、令和7年6月1日11時45分大島南西方沖合の錨地を発し、同島北西方沖合の作業海域に向かった。

a1船長は、大島西方沖合を北上し、11時55分筑前大島灯台から200度（真方位、以下同じ。）1.15海里の地点で、a2受審人に船橋当直を引き継ぐとき、大島西方沖合には浅所が存在するので、GPSプロッターに表示された20メートル等深線に沿って避険線を設定し、その西方を航行するよう指示して降橋した。

一方、a2受審人は、船長の指示事項を聞き逃し、GPSプロッターを詳しく見なかったため、同プロッターに設定された避険線や大島西方沖合の浅所に気付かなかった。

船橋当直を引き継いだとき、a2受審人は、大島西方沖合を航行するのが初めてであったが、陸岸から約600メートル離して航行しているので、前方に浅所はないものと思い、海図やGPSプロッターを活用して前方の障害物を把握するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a2受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、単独で船橋当直に就き、11時57分筑前大島灯台から205度1.0海里の地点で、針路を避険線の東方に向く011度に定め、6.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a2受審人は、12時00分半筑前大島灯台から213度1,200メートルの地点で、針路を000度に転じ、大島西方沖合

の浅所に向首して続航中、12時02分半筑前大島灯台から225度930メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同沖合の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

a1船長は、食堂にいたところ、衝撃を感じて昇橋し、乗揚の事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口及び凹損を生じ、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、大島西方沖合において、作業海域に向けて航行する際、水路調査が不十分で、同沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a2受審人は、大島西方沖合において、作業海域に向けて航行する場合、同沖合を航行するのが初めてであったから、海図やGPSプロッターを活用して前方の障害物を把握するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、陸岸から約600メートル離して航行しているので、前方に浅所はないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、大島西方沖合の浅所に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa2受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年5月19日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也